

## 靖国神社と戦後処理

—「慰霊」から「殉国」、「顕彰」へ、国家神道清算の道—

西南学院大学名誉教授 中島和男

古来、神社神道とは自然宗教のひとつでその起源特定は難しい。一方、明治以降の国家神道は第一に政治宗教である。それは 8 世紀初頭の大宝令により体系化された神祇制度の疑似化により復活させた古来の神道と似て非なる存在である。この過程で各地方の諸氏族の神々を序列化し天皇の祭祀を最高神の祭祀として位置づけ明治国家の中心理念が形成された。国家神道が近代の衣装を纏い信教の自由を公認しつつもその上に君臨する政治宗教と言える所以である。これが基本となり終戦まで天皇崇敬と一体化し機能したのは言を俟たない。

大政奉還以降、国のトップは天皇となる一方で天皇家には国家の最高位に相応しい経済力、政治的基盤もなかった。他方天皇独自のもの、これが宗教的権威であった。加えてその優位性を説得できる物理的手段が軍事力であった。ただ、当時の民衆は天皇の存在も知らず、この権威者への信仰を明示する必要性から「天子(様)」なる語が成立する。この天子の祖先としての農業神に対する信仰が伊勢の皇大神宮信仰であり、これに民衆は強い信仰心を示していた。この天子はまた宗教的には皇大神宮、政治的には領主として認識されるに至る。この天子の国家代表の証しとして軍事力は必至でありこの長としての名称が「大元帥」である。天子である天皇が大元帥、この「三位一体」関係が「軍人勅諭」に記され、天皇の軍隊親卒の原則が確立、同時に「統帥権の独立」が達成される。更に「教育勅語」では「国体の精華」が「教育の淵源」として規定された。この時点で神道国教化が進行する一方、その試行錯誤の後各宗教に条件付きで信教の自由を付与しつつ国家神道の基本を形成させた。

軍人勅諭と教育勅語は後の帝国憲法と一体となる。即ち、帝国憲法第一条「大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す」が示すように天皇が直接宗教的権威を持つ「天子」の継承者と位置づけられ、これにより国家形態が天皇の宗教的権威との不可分の関係が宣言される。いわば天皇教である。

戦後、靖国は根本的改革を迫られつつも国家からの訣別は不可能であった。それは民間団体となった後も神社庁を通して過去の歩みの担い手として存続する。靖国では「殉国」という名の慰霊の姿勢が不変のまま、自ら慰霊と平和主義との関係を樹立すべく平和擁護の道を歩む方向を示した時期もあり、1950年代は冷戦の緊張関係も手伝ってか「殉国」と「平和」が共存し得た唯一の時期と言えた。しかし徐々に「殉国」に「顕彰」が加わりはじめ遺族会も含めてなし崩し的に過去回帰への方向を取る。靖国は戦後の非軍事化、平和主義への転換について積極的姿勢を表明した一方で政教分離、国家との関係解消に前向きになれず、戦後の国民的合意も問わないまま戦前への回帰という国際的承認から逆行の道を歩む結果となったのは靖国神社の独立性故か、それとも単なる独断なのか。1978年のA級戦犯合祀はその典型であろう。

本報告ではその靖国神社の戦後処理に関して国家との関係が清算できないまま今日に至ったその道程を考察し、解明する。